

## 人 事 行 政 の 運 営 等 の 公 表

当組合の人事行政の公平性・透明性を高めるため、「邑楽館林医療事務組合人事行政の運営等の状況の公表に関する条例」に基づき、令和3年度における職員の任命、給与、勤務条件などの状況をお知らせします。

### 1 職員の任免及び職員数に関する状況

(1) 採用状況 「令和3年度 採用者 28名」

内訳	医師	5名	看護職	7名	医療技術職	12名
	事務職	2名	労務職	2名		

(2) 退職状況 「令和3年度 退職者 37名 (定年退職 5名 含む)」

内訳	医師	11名	看護職	22名	医療技術職	2名
	事務職	2名	労務職	0名		

(3) 部門別職員数の状況 (各年4月1日)

区 分		職 員 数			令和2年から令和3年の主な増減理由
部 門		令和元年	令和2年	令和3年	
病院会計	医療職	41	43	48	内科(呼吸器・消化器・循環器)、整形外科、耳鼻咽喉科医師採用により増加
	看護職	278	285	274	退職者が想定見込みよりも多かったため
	医療技術職	91	97	103	医師の増加に伴い、診療体制を確保するため、臨床検査技師、診療放射線技師、臨床工学技士、理学療法士、作業療法士を採用
	事務職	51	50	50	
	労務職	13	16	16	
	計	474	491	491	
一般会計	事務局	0	1	1	
	高等看護学院	11	11	12	育児休業取得者の代替補充(病院会計より異動)
	計	11	12	13	
合 計		485	503	504	

※ 職員数は、一般職に属する職員数であり、地方公務員の身分を有する休職者及び構成団体からの派遣職員を含み、嘱託職員及び臨時職員を除いています。

※ 看護職 (地域連携室、医療安全管理室を含む)

医療技術職 (中央放射線室、検査室、医療技術室、栄養室を含む)

事務職 (地域連携室を含む)

## 2 職員の給与の状況

### (1) 職員給与費の状況

令和3年度一般会計当初予算

職員数 (A)	給 与 費				1人あたりの 給与費(B/A)
	給料	職員手当	期末勤勉手当	計(B)	
人	千円	千円	千円	千円	千円
12	49,231	11,663	21,566	82,460	6,872

令和3年度病院会計当初予算

職員数 (A)	給 与 費				1人あたりの 給与費(B/A)
	給料	職員手当	期末勤勉手当	計(B)	
人	千円	千円	千円	千円	千円
497	1,749,614	1,135,400	998,089	3,883,103	7,813

※職員手当には、退職手当は含まれません。

### (2) 職員の初任給の状況（令和3年4月1日現在）

区 分	医療職	薬剤師(6卒) 医療技術職	看護職	事務職・福祉職	技能労務職
大学卒	320,100円	210,500円 194,700円	215,200円	182,200円	—
短大3卒	—	184,700円	209,800円		
短大2卒	—		200,700円	163,100円	
高校卒	—	—	—	150,600円	146,100円

### (3) 職員の平均給料月額、平均給与月額及び平均年齢の状況（令和3年4月1日現在）

一般会計

区 分	平均給料月額	平均給与月額	平均年齢
一般行政職	409,800円	528,250円	53.5歳
教 員 職	306,454円	373,677円	43.9歳

病院会計

区 分	平均給料月額	平均給与月額	平均年齢
医療職	514,708円	1,194,403円	47.7歳
医療技術職	255,498円	318,719円	34.9歳
看護職	278,903円	358,152円	37.9歳
事務職	259,146円	309,928円	36.2歳
労務職	261,863円	273,594円	41.9歳

※給与月額は、給料月額に扶養手当などの諸手当を加えたものです。

(4) 職員手当の状況

◇期末・勤勉手当及び退職手当

区 分		支給割合	
		期末	勤勉
期末・勤勉 手当	6 月期	1.275月分 (1.075月分)	0.950月分 (1.150月分)
	1 2 月期	1.275月分 (1.075月分)	0.950月分 (1.150月分)
	計	2.550月分 (2.150月分)	1.900月分 (2.300月分)

※期末・勤勉手当の表中の( )内は、課長職相当以上の支給割合です。

◇退職手当

(令和3年4月1日現在)

区 分		支給割合	
		自己都合退職	定年退職
退職手当	最高限度額	47.709月分	47.709月分
	勤続20年	19.6695月分	24.586875月分
	勤続25年	28.0395月分	33.27075月分
	勤続30年	34.7355月分	40.80375月分

◇扶養手当等

(令和3年4月1日現在)

区 分 種 類	邑 楽 館 林 医 療 事 務 組 合	国																												
扶養手当	<ul style="list-style-type: none"> <li>・配偶者、父母等 6,500円</li> <li>※部長職以上の場合 3,500円</li> <li>・子 10,000円</li> <li>※16歳から22歳までの子(加算) 5,000円</li> </ul>	同じ																												
住居手当	(借家の場合) 自ら居住するための住居を借り受け家賃を支払っている職員が対象 家賃額に応じて支給 最高支給限度額 28,000円	同じ																												
通勤手当	(自動車などの交通用具使用者の場合) 【片道】 <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 25%;">2km未満</td> <td style="width: 25%;">0円</td> <td style="width: 25%;">2km以上 5km未満</td> <td style="width: 25%;">2,000円</td> </tr> <tr> <td>5km以上10km未満</td> <td>4,200円</td> <td>10km以上15km未満</td> <td>7,100円</td> </tr> <tr> <td>15km以上20km未満</td> <td>10,000円</td> <td>20km以上25km未満</td> <td>12,900円</td> </tr> <tr> <td>25km以上30km未満</td> <td>15,800円</td> <td>30km以上35km未満</td> <td>18,700円</td> </tr> <tr> <td>35km以上40km未満</td> <td>21,600円</td> <td>40km以上45km未満</td> <td>24,400円</td> </tr> <tr> <td>45km以上50km未満</td> <td>26,200円</td> <td>50km以上55km未満</td> <td>28,000円</td> </tr> <tr> <td>55km以上60km未満</td> <td>29,800円</td> <td>60km以上</td> <td>31,600円</td> </tr> </table> (交通機関利用者の場合) 6か月定期券等の価格による一括支給 ただし、最高支給限度額(1か月あたり) 55,000円	2km未満	0円	2km以上 5km未満	2,000円	5km以上10km未満	4,200円	10km以上15km未満	7,100円	15km以上20km未満	10,000円	20km以上25km未満	12,900円	25km以上30km未満	15,800円	30km以上35km未満	18,700円	35km以上40km未満	21,600円	40km以上45km未満	24,400円	45km以上50km未満	26,200円	50km以上55km未満	28,000円	55km以上60km未満	29,800円	60km以上	31,600円	同じ
2km未満	0円	2km以上 5km未満	2,000円																											
5km以上10km未満	4,200円	10km以上15km未満	7,100円																											
15km以上20km未満	10,000円	20km以上25km未満	12,900円																											
25km以上30km未満	15,800円	30km以上35km未満	18,700円																											
35km以上40km未満	21,600円	40km以上45km未満	24,400円																											
45km以上50km未満	26,200円	50km以上55km未満	28,000円																											
55km以上60km未満	29,800円	60km以上	31,600円																											

## ◇特殊勤務手当

(令和3年度)

区 分		全 職 種
特殊勤務手当	職員全体に占める手当支給職員の割合	81.7%
	支給対象職員1人当たりの平均支給月額	70,322円
	手当の種類	22種類
	代表的な手当の名称	支給額の多い手当 臨床研究手当 夜間看護手当 救急患者取扱手当
	多くの職員に支給されている手当	救急患者取扱手当

## (5) 級別職員数の状況 (令和3年4月1日現在)

## 一般会計

区 分		1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	計
一般行政職	標準的な職務内容						事務長	事務局長		
	職員数						1人	1人		2人
	構成比						50.0%	50.0%		100%
教員職	標準的な職務内容		専任教員	専任教員	教務主任	学院長				
	職員数		1人	8人	1人	1人				11人
	構成比		9.1%	72.7%	9.1%	9.1%				100%

## 病院会計

区 分		1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	計
医療職	標準的な職務内容	医員	医長	診療科 (副)部長	(副)院長 医療部長 管理室長					
	職員数	5人	6人	32人	5人					48人
	構成比	10.4%	12.5%	66.7%	10.4%					100%
医療技術職	標準的な職務内容	技師等	薬剤師 技師等	主査 主任	室長補佐 補佐代理	副部長 室長	部長			
	職員数	7人	51人	33人	8人	3人	1人			103人
	構成比	6.8%	49.5%	32.0%	7.8%	2.9%	1.0%			100%
看護職	標準的な職務内容	准看護師	助産師 看護師 准看護師	看護副師長 主任	看護副部長 看護師長	看護部長				
	職員数	0人	129人	138人	16人	2人				285人
	構成比	0.0%	45.3%	48.4%	5.6%	0.7%				100%
事務職	標準的な職務内容	主事補等	主事	主査 主任	係長 係長代理	課長補佐 室長補佐 主幹	課長 室長	事務部長 参事	事務部長	
	職員数	3人	12人	22人	9人	1人	3人			50人
	構成比	6.0%	24.0%	44.0%	18.0%	2.0%	6.0%			100%
労務職	標準的な職務内容	調理師	調理主任	看護助手 総調理長 調理長						
	職員数	5人	4人	7人						16人
	構成比	31.2%	25.0%	43.8%						100%

### 3 職員の勤務時間その他の勤務条件の状況

#### ◇勤務時間

1週間の正規の勤務時間	1日の正規の勤務時間	勤務の開始時間	勤務の終了時間	休憩時間
38時間45分	7時間45分	8時30分	17時15分	12時00分から 13時00分まで

#### ◇年次有給休暇

年次有給休暇は、労働者の心身の疲労を回復させ、労働力の維持培養を図ることを目的として、労働基準法第39条の規定に従って与えられる有給の就労義務免除の休息です。

また、年次有給休暇は一年間に20日間付与されますが、請求権発生後2年以内に権利を行使しなければ時効により消滅し、時効で消滅しない限り翌年に繰り越されます。

(年次有給休暇の取得状況)

総付与日数	総取得日数	全対象職員数	平均取得日数	消化率
18,386.9日	3,770.1日	485人	7.8日	20.5%

※全対象職員数は、令和3年1月1日から同年12月31日まで在職した職員数(育児休業・休職中の職員は除く)です。

また、総付与日数は、全対象職員に付与された日数(前年からの繰越分を含む)を合計したものです。

### 4 職員の休業に関する状況

#### ◇育児休業及び部分休業

育児休業は、3歳に満たない子を養育するため、子が3歳に達するまでの期間内で職務に従事しないことを可能にする制度です。

部分休業は、小学校就学前の子を養育するため、子が小学校に就学するまでの期間内で1日の勤務時間の一部(上限2時間)について職務に従事しないことを可能にする制度です。

(育児休業の取得状況)

区分	取得者数	取得期間別内訳					
		6月以下	6月超 1年以下	1年超 1年6月以下	1年6月超 2年以下	2年超 2年6月以下	2年6月超 3年以下
男性	0人						
	0人						
女性	10人	1人	4人	4人	1人		
	15人		5人	9人			1人
計	25人	1人	9人	13人	1人		1人

※上段は、令和3年度新規取得者数、下段は前年度から引き続き取得している職員の数です。

(部分休業の取得状況)

区分	取得者数	取得期間別内訳					
		6月以下	6月超 1年以下	1年超 1年6月以下	1年6月超 2年以下	2年超 2年6月以下	2年6月超 3年以下
男性	0人						
	0人						
女性	4人	2人	2人				
	1人			1人			
計	5人	2人	2人	1人			

※上段は、令和3年度新規取得者数、下段は前年度から引き続き取得している職員の数です。

## 5 職員の分限及び懲戒処分の状況

### ◇分限処分

分限処分は、公務能率の維持やその適正な運営の確保の目的から、勤務実績不良、心身の故障等のため職責を十分に果たせない場合などに行う不利益処分で、免職、休職、降任、降給の4種類があります。

処分の種類	処分の事由	件数
休職	地方公務員法第28条第2項第1号	2件

### ◇懲戒処分

懲戒処分は、職務上の義務違反や公務員としてふさわしくない非行がある場合に、公務における規律と秩序の維持を目的として行われる不利益処分で、免職、停職、減給、戒告の4種類があります。ただし、非行の内容、程度、その他の事情等を総合的に判断し懲戒処分とするには至らない場合には、文書や口頭により注意を与えることがあります。

※令和3年度においては、懲戒処分の該当者はありませんでした。

## 6 職員のサービスの状況

### ◇地方公務員の服務規律の概要

全ての職員は、全体の奉仕者として公共の利益のために勤務し、全力を挙げて職務の遂行に専念することが、職員のサービスの根本基準と定められています。

(地方公務員法に定められている職員の義務)

条文	事項	区分
31条	サービスの宣誓	身分上
32条	法令等及び上司の業務上の命令に従う義務	職務遂行上
33条	信用失墜行為の禁止	身分上
34条	秘密を守る義務	身分上
35条	職務に専念する義務	職務遂行上
36条	政治的行為の制限	身分上
37条	争議行為等の禁止	身分上
38条	営利企業等の従事制限	身分上

### ◇営利企業等の従事の状況

- ・令和3年度許可件数 62件
- ・従事時間 勤務時間外

### ◇職務に専念する義務の特例に関する条例による免除の状況

(主な免除事由)

- ・各種研修会への参加
- ・各種健康診断の受診
- ・地方公務員法第42条に基づいて実施される厚生事業への参加

## 7 職員の研修の状況

職員研修は地方公務員法第39条に基づき、職員の公務能率向上と人材育成を目的に職員研修を実施しています。

(全体研修等)

研修名	開催場所	内 容	開催日および対象者	総人数
新規採用職員研修	講堂	<ul style="list-style-type: none"> <li>・感染防止</li> <li>・事故防止</li> <li>・患者の権利と個人情報保護</li> <li>・各部門担当者による研修</li> </ul>	令和3年4月1. 2. 5日 新採用職員	22人
医療安全研修会	—	<ul style="list-style-type: none"> <li>・個人情報保護法に関する実務上の留意点</li> </ul>	eラーニング 令和3年6月1～6月30日 全職員	550人
院内感染対策研修会	—	<ul style="list-style-type: none"> <li>・新型コロナウイルス感染症回復患者の受入について</li> <li>・新型コロナウイルス感染症について</li> </ul>	eラーニング 令和3年6月7日～7月30日 全職員	560人
院内感染対策研修会	—	<ul style="list-style-type: none"> <li>・COVID-19が教えてくれたこと</li> <li>・医療施設のクラスターは先回りの用心で減らせる！</li> <li>・新型コロナウイルス感染症と季節性インフルエンザ対策</li> </ul>	eラーニング 令和3年10月20日～11月30日 全職員	530人
医療安全研修会	—	<ul style="list-style-type: none"> <li>・医療安全研修No. 1, No. 2 (各部門の医療安全活動報告等)</li> </ul>	eラーニング 令和4年2月1～2月28日 全職員	528人

(派遣研修)

※Web等の参加含む

研修会名・学会名	対象者	総人数
日本内科学会講演会、日本循環器学会学術集会、日本消化器外科学会総会 日本外科学会定期学術集会、日本泌尿器科学会総会 日本麻酔科学会学術集会、日本呼吸器学会学術講演会 他	医療部職員	61人
認定看護管理者教育課程（セカンドレベル、ファーストレベル） 重症度、医療・看護必要度評価者院内指導者研修、看護の中の倫理 他	看護部職員	41人
群馬県薬学大会、日本輸血・細胞治療学会学術総会、日本放射線技師会 日本放射線技術学会、日本視能矯正学会、タスクシフト厚労省指定講習会	医療技術部職員	16人
医師事務作業補助者研修、防災センター要員講習・自衛消防業務講習 診療報酬改定説明会、ボイラー取扱業務従事者安全衛生教育・能力向上研修	事務部職員	16人

## 8 職員の福祉及び利益の保護の状況

### ◇職員の健康の保持増進対策

(健康診断及び疾病予防)

種 類	受診者数/接種者数	内 容 等
定期健康診断	543人	正職員及び 臨時職員を対象に実施 (人間ドック受診者の一部除く)
人間ドック	183人	一泊二日ドック 7人 日帰りドック 172人 脳ドック 4人
インフルエンザ予防接種	474人	院内感染防止対策として希望者に実施

(ストレスチェック)

労働安全衛生法に基づき、職員のメンタルヘルス不調を未然に防止するために行っています。

対 象 者	受 検 者	内 容 等
593人	529人	正職員及び臨時職員を対象に実施

### ◇労働安全衛生法に基づく安全衛生管理の状況

呂楽館林医療事務組合職員安全衛生管理規程に基づく産業医等の設置状況

(産業医)

氏 名	所属等
新 井 弥 生	公立館林厚生病院 内視鏡内科部長兼予防医学センター長

※産業医の業務(呂楽館林医療事務組合職員安全衛生管理規程第8条第2項関係)

- ・健康診断の実施及びその結果に基づく職員の健康を保持するための措置に関する業務
- ・職場環境の維持管理に関する業務
- ・作業の管理に関する業務
- ・職員の健康管理に関する業務
- ・健康教育、健康相談その他職員の健康の保持増進を図るための措置に関する業務
- ・衛生教育に関する業務
- ・職員の健康障害の原因の調査及び再発防止のための措置に関する業務

※産業医が実施した職場巡視の状況

- ・期 日 毎月 1 回
- ・実施場所 病院内

※衛生委員会委員の業務 (呂楽館林医療事務組合職員安全衛生管理規程第 10 条関係)

- ・職員の健康障害及び危険を防止するための基本となるべき対策
- ・職員の健康の保持増進を図るための基本となるべき対策
- ・公務災害の原因及び再発防止対策で衛生に係るもの
- ・前 3 号のほか、職員の健康障害の防止及び健康の保持増進に関する重要事項

#### ◇災害補償の実施状況

地方公務員法において「職員が公務に因り死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかった場合等において、その者又はその者の遺族若しくは被扶養者がこれらの原因によって受ける損害は、補償されなければならない、この補償の迅速かつ公平な実施を確保するために」公務災害補償制度が法律で定められており、療養補償、休業補償、疾病補償、損害補償、介護補償、遺族補償及び葬祭補償に関する事項が定められております。なお、公務災害の種類には、公務災害と通勤災害があります。

#### ※公務災害の認定件数（令和3年度）

- ・公務災害 3件
- ・通勤災害 0件

#### ◇互助会に対する助成の状況

互助会組織である邑楽館林医療事務組合職員共済会は、職員の相互救済及び福利厚生を図ることを目的として、給付事業、助成事業などの共済事業のほか、職員の保健、元気回復等の厚生に関する事業を実施しています。

邑楽館林医療事務組合職員共済会の運営費用は、共済事業については会員である職員の掛金、厚生に関する事業については組合からの助成金を主な財源としています。

令和3年度の予算額は21,918,000円で、その内、組合からの助成金は4,275,500円となっています。

#### ◇共済制度の概要

地方公務員の共済組合制度は、社会保険制度の一環として、相互救済によって組合員及びその家族の生活の安定と福祉の向上に寄与するとともに、職務の能率的運営に資することを目的として設けられております。

群馬県市町村職員共済組合では、組合員である職員の掛金と地方公共団体の負担金を財源として、その目的を達成するために、大きく分けて次の3つの事業を行っています。

- ☆短期給付事業・・・組合員及びその被扶養者の病気、負傷、出産、死亡、災害等の保険事故が生じた場合、これらの事故に応じた需要を充たす給付を行っています。
- ☆長期給付事業・・・組合員が一定期間勤務して退職又は死亡した時の年金給付等を行っています。
- ☆福祉事業・・・組合員及びその被扶養者に対して、健康増進のための保健事業、貯金・貸付・物資供給事業を行っています。

## 9 勤務条件に関する措置の要求の状況

職員は、給与、勤務時間その他の勤務条件に関し、公平委員会に対して、地方公共団体の当局により適当な措置がとられるべきことを要求することができる制度です。(地方公務員法第46条)

### (給与)

給与は、勤務条件の基本的事項であるだけに、措置要求の対象としては最も多いものと考えられ、給与ベースの改定、初任給及び給与額の不均衡是正、昇給制度の改善又は昇給の完全実施、超過勤務手当の完全支給、宿日直手当などの諸手当の増額、諸手当の支給を受ける者の範囲、種類、額の改善などがあります。

### (勤務時間)

勤務時間の長さ、交替勤務の場合の勤務時間の割振り、休息时间、休憩時間あるいは休暇に関する問題などがあります。

### (その他の勤務時間)

給与、勤務時間以外の勤務条件としては、旅費の種類、金額支給条件の改善、執務環境の改善などがあります。

※令和3年度において、勤務条件に関する措置要求はありません。

## 10 不利益処分に関する不服申し立ての状況

不利益処分は、職員の地位又はその身分の取り扱いに関しての意に反して行う不利益な処分のことで、この処分に対する不服申し立ては、処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に行ななければならない、処分があったことを知らなかった場合でも、処分のあった日の翌日から起算して1年を経過したときは、不服申し立てをすることができない制度です。(地方公務員法第49条の3)

※令和3年度において、不利益処分に関する不服申し立てはありません。